

診療施設の管理

獣医療法第5条

開設者は自ら獣医師であってその診療施設を管理する場合のほか、獣医師にその診療施設を管理させなければならない。

「管理者」は、責任の所在を明確にする観点から、1人であり、診療時間中は常勤が適当。原則、1人の獣医師は1か所の施設のみを管理するものとする。

ただし、診療の時間帯、診療施設間の距離等からみて、2か所以上の管理を適切に行える場合には、1人の獣医師が2か所以上の診療施設を管理することも差し支えない。

管理者の遵守すべき事項①

獣医療法施行規則第3条

- 1 収容設備に可能頭数を超えて収容しない
- 2 収容設備でない場所に収容しない
- 3 飼育動物の逸走防止措置を講ずる
- 4 設備内で感染防止措置を取る
- 5 覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、薬事法の遵守
- 6 常に清潔を保つ
- 7 採光、照明、換気を適切に行う
- 8 放射線装置の管理を行う

管理者の遵守すべき事項②

獣医療法施行規則第3条

- ・ 管理者は、規定を遵守するため診療施設に勤務獣医師や従業員を監督し、必要な注意をしなければならぬ
- ・ 管理者は、規定の遵守のため必要があれば、開設者に対し、施設の構造設備の改善その他必要な措置を要求することができる
- ・ 開設者は、前項の規定により要求を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずる